

■ 建築物のバリアフリーの現状に係る課題と今後の対応について
【現状】

【課題】

【今後の対応(案)】

【新築時等の規制】

- **【基準適合義務】** バリアフリー法及び条例による追加（強化）
 - 法第14条第1項及び第3項の規定に基づき、第3章を条例により強化。法第14条 建築主等は、特別特定建築物の政令で定める規模以上の建築（用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。以下この条において同じ。）をしようとするときは、当該特別特定建築物（次項において「新築特別特定建築物」という。）を、移動等円滑化のために必要な建築物特定施設の構造及び配置に関する政令で定める基準（以下「建築物移動等円滑化基準」という。）に適合させなければならない。
 - 3 地方公共団体は、その地方の自然的社会的条件の特殊性により、前2項の規定のみによっては、高齢者、障害者等が特定建築物を円滑に利用できるようにする目的を十分に達成することができないと認める場合においては、特別特定建築物に条例で定める**特定建築物を追加し**、第1項の建築の規模を条例で同項の**政令で定める規模未満で別に定め**、又は建築物移動等円滑化基準に**条例で必要な事項を付加**することができる。

- 制定済：13都府県（岩手県、山形県、埼玉県、東京都、神奈川県、石川県、京都府、大阪府、兵庫県、鳥取県、徳島県、大分県、熊本県）
- 条例で付加した基準の内容：
 - ・特定建築物の一部を条例で追加（学校、共同住宅・寄宿舎、自動車修理工場等）
 - ・対象規模の引下げ（政令2,000㎡）
 - ・移動等円滑化基準の付加（1～2階の移動等円滑化経路、乳幼児関係設備等の設置、視覚障がい者誘導用ブロックの敷設等）
- 基準適合義務については、建築確認において確認及び検査。

- **【基準適合努力義務】** 事前協議制度によるバリアフリー化の誘導
 - 条例第31条の規定に基づき、建築物の建築確認申請に先立ち、市町村との事前協議を義務付け（基準への適合は「努力義務」）。

【既存建築物への対応】

- **【条例による既存施設の改善の促進】**
 - 民間施設の改善
 - ・条例第32条の規定に基づき、条例制定当初以前から存する既存建築物の改善状況調査を実施。
 - ・改善計画定期報告の完了率：24%（H24審議会資料より）
 - 公共施設の改善
 - ・不特定多数のものが利用する府有施設及び市町村有施設の改善状況について、毎年調査を実施。
 - ・府有施設の適合率：52%（H24審議会資料より）
 - ・市町村有施設の適合率：21%（H24審議会資料より）
 - インターネットを活用した施設のバリアフリー整備情報の公表
 - ・ぐるなび等民間ポータルサイトとの連携
 - ・府有施設及び市町村有施設の状況を公表

- **【府内建築物のバリアフリー化率】**（特別特定建築物 2,000㎡以上）
 - 51.7%（平成23年度末） 全国48%（平成23年3月）

【施設の「使いやすさ」への配慮】

- **【建築物の「使いやすさ」への配慮とその啓発】**
 - 基準に基づいたバリアフリー化だけでなく、「使いやすさ」への配慮やその啓発がなされていない。

- ① 共同住宅の基準適合義務対象規模について（現行：2,000㎡以上又は住戸の数50以上）
 - 平成5年の条例当初制定時、共同住宅の整備基準適用規模は50戸以上。
 - 平成15年改正時に2,000㎡以上の規模要件を付加。
 - 兵庫県等他自治体の状況も踏まえ、適用対象規模の検討が必要。（兵庫県は21戸以上を対象とする基準がある。）

- ② バリアフリー法施行令第5条第19号「公共用歩廊」の基準適合義務対象規模について
 - 「公共用歩廊」は、建物と建物をつなぐ屋根付デッキであり、道路等公共施設の上空に架かっているもので、公共施設管理者が管理をしないものが対象。政令規模（2,000㎡）とおりで引き下げは行っていない。（兵庫県はすべての規模が対象）

- ③ 床面積200㎡以上の自動車修理工場を基準適合義務の対象としていることについて（全国で大阪府だけが小規模な自動車修理工場を対象としている）
 - 平成15年の条例改正時に、「都市生活において日常的に利用される施設であり、利用者の安全を図ることを目的」として規定されたもの。
 - 府民が直接自動車を持ち込むケースででなく、主として事業者のみが使う工場も義務対象となっている。

- ④ バリアフリー整備情報の公表
 - ・条例の趣旨に基づき、建築物等の都市施設を「より出かけやすく、利用しやすく」するため、当該施設のバリアフリー情報を公表するための取組みの必要性

- 既存施設のバリアフリー化改善の促進に資する制度が未整備
 - ・既存建築物を条例の義務基準に適合させるための誘導方策の検討

- 配慮すべき内容
 - ・建築物の義務基準には適合していても、「使い勝手が悪い」
 - ・バリアフリー改善・工夫した事例があれば教えて欲しい
 - といった障がい当事者や一般の方から要望があり、これらについての対応と啓発が必要

- ① 兵庫県等を参考に、**主に玄関周りや1階レベルの住宅へのアクセスを可能とするよう、移動等円滑化基準の見直しを検討。**

- ② 公共用歩廊の公共性を鑑み、**既設の事例や兵庫県を参考に、基準の最適化を検討。**

- ③ 自動車修理工場の**利用実態等を調査**のうえ、**基準の最適化を検討。**

- ④ バリアフリー法で規定する特別特定建築物の政令規模（2,000㎡）以上の建築物について、**当該建築物のバリアフリー情報の提供の義務付けを検討**（新築・既存とも）。

- 既存施設の改善促進のための方策
 - ・改善により**現在の基準に適合させた場合、適合している旨の確認制度を検討。**

- 建築物の**設計時における配慮事項**やバリアフリー改善方策に関する情報（改善事例等）を、**当事者参画のもとに作成し、ホームページ等での公表を検討。**